

資料2 新潟県柔整療養費審査会あて要望書

平成11年3月25日

協新保接第78号

新潟県柔整療養費審査会 御中

協同組合新潟保険接骨師会

理事長 山田 良作

東京都機缶健康保険組合を御指導賜りたいこと

拝啓、早春の候、貴会各位益々ご清祥の段慶賀に存じあげます。

平素は何かとご指導を頂きまして誠に有難うございます。

さて表題につきまして、その理由は次の通りであります。

別紙にあります様に上記組合では、或る傷病が転帰した場合、その後1ヶ月以内に別の負傷で治療をしても初検料（初診料）は請求できないからと初検料（初診料）を削除して再提出する様と、付箋を付けて返戻して来ました。

新しい傷病で、初検（初診）なしに治療することは乱暴極まる話でありますので術者が電話しましたが理解して貰えなかったため、当会に善処方を依頼してきました。由って理事長から健保組合イソベ担当者に電話して、拒否される理由を問いました処、何年か前に都柔整の会から1ヶ月以内の初検料は請求できないと、通知が来ているからとのことで、約10分位それは誤った解釈である事、例えば新潟県では歴代の指導医療専門官、また医療事務指導官の御指導により一病一請求に依ることになっており、今回組合が返戻してきた申請書は立派に新潟県公的審査会審査をパスしたものであること等々述べて、その正当を訴えたのであるますが、担当者はただ、都柔整通知を理由に拒否をされました。

以上の次第であります。

何卒上記組合を御指導下さいまして、柔整師が安心して申請できます様お願い申し上げます。

尚別紙資料は当会会員の申請書です。

12月施術分は支払い済みで本年1月が返戻されたものです。

敬 具